森林体験交流センター「指定管理者」募集要項

１　募集の趣旨

　筑北村では、筑北村森林体験交流センター（以下「施設」という。）を効果的・効率的に管理運営をしていただける指定管理者の募集をします。

　なお、募集にあたっては、広く豊富な経験や高い専門知識を有する事業者から創意工夫ある提案をいただき、指定管理者を選定します。

２　募集にあたっての基本事項

次の施設を管理運営していただくものです。

○森林体験交流センター

３　施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 筑北村坂井8399番地　8400番地・11573番地13の一部11573番地58　 11573番地14の一部 |
| 開設年 | 平成３年 |
| 施設の構造 | 木造平屋建（185㎡）×1棟木造平屋建（46㎡）×5棟　 |
| 主な施設 | 管理棟（食堂・和室・トイレ・シャワー室・倉庫）1棟コテージ5棟、キャンプサイト12区画、炊事場1カ所屋外トイレ2カ所 |
| 休館日及び開館時間 | 休館日　11月1日から3月31日まで開館時間　午前9時から午後5時まで |
| 料金 | 筑北村森林体験交流センター設置条例による。 |
| 運営管理の経過 | 平成3年　開設　管理を（公財）坂井村開発公社へ委託平成18年　指定管理者制度導入　現在の（一財）筑北村開発公社を指定。　現在にいたる。 |
| 設置目的 | 山村における地域の林業振興及び森林の多目的機能の向上を図ることを目的とする |

４　指定管理者が行う管理内容

　指定管理者が行う管理業務の内容は次のとおりとします。

（１）　施設の使用の許可に関する業務

（２）　施設及び設備の維持及び管理に関する業務

（３）　前２号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、村長のみの権限

に属する事務を除き、村長が必要と認める業務

（４）　指定管理者による自主事業

５　指定管理者が行う管理運営業務の管理基準

1. 関係法令及び条例の規定を遵守する。
2. 施設整備、敷地及び物品の利用制限、許可及び維持管理を適切に行う。
3. 指定管理者は、施設を安心安全に利用できるよう、ハード・ソフト両面の安全対策を講じる。
4. 利用者・地域住民等と良好な関係を維持する。
5. 個人情報については筑北村個人情報保護条例の規定により、適切に管理する。

６　指定期間

　　基本協定締結日から平成３４年３月３１日までとする。

ただし、指定管理者が村の指示に従わないとき、又は当該指定管理者による指定管理を維持することが適当でないと認めるときは、村は、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

７　管理運営に要する経費

1. 利用料金と指定管理料について
	1. 施設の利用料を指定管理者の収入として収受することができる。
	2. 利用料は、条例で定める額の範囲において指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めることができる。
	3. 指定管理料は無料とし基本協定締結時に定める。

８　応募資格等

応募できるのは、法人その他団体で、次の要件をすべて満たす法人等とします。

1. 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。
2. 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により本村における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
3. 国税、地方税に滞納がないこと。
4. 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。
5. 応募の責に帰するべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを、申請受付日終了日前から起算して過去2年以内に受けていないこと。
6. ⑤ 応募の責に帰するべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による業務の全部又は一部の停止処分を受けていないこと。
7. 会社更生法及び民事再生法による更生及び再生手続き中でないこと。
8. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団員又はその構成員でないこと。及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
9. 労働基準監督署から是正勧告を、申請受付日終了前から起算して過去2年以内に受付ていないこと。是正勧告を受けている場合は、必要な措置について監督署へ報告済みであること。
10. 施設における指定管理を円滑・安全に遂行するための豊富なノウハウ、企画提案力があること。
11. 施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要がある場合は、複数の団体が共同（以下「共同体」という）で申請することができます。この場合次に揚げる事項に留意してください。
12. 共同体の構成団体を特定し、共同体の名称及び共同体内で代表となる団体等及び協同の代表者を定めること。
13. 共同体の結成にあたっては、共同体結成に係る書類又はこれに関する書類を作成すること。
14. 単独で申請した団体等は、共同体の構成団体として申請することができない。
15. １つの団体等は、複数の共同体において、同時に構成団体になることができないこと。

９　提出書類

　申請に当たっては、下記の書類を提出していただきます。なお、村が必要と認める場合は、追加の資料を求めることがあります。

1. 筑北村公の施設の指定管理者の申請者（様式１号）

（添付書類）

* 1. 森林体験交流センターに関する事業計画書（様式２号）
	2. 森林体験交流センターに関する収支計画書（様式３号）
	3. 申請団体の財務状況を明らかにする書類

・定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

・法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

・申請の日に属する事業年度の収支予算書並びに前事業年度における貸借対照

表、収支決算書及び事業報告書、その他団体の財務状況を明らかにする書類

* 1. 納税証明書（国税及び地方税に未納がないことの証明）

１０　申請書の提出方法及び提出期限

* 1. 提出先　　筑北村役場　産業課

　　　　　〒399－7501

　　　　　長野県東筑摩郡筑北村西条4195番地

　　　　　℡　0263－66－2111（内線2029）

（2）提出方法　　持参又は郵送

（注）電子メール及びファクシミリは認めない

（3）提出部数　　提出書類一覧による

（4）提出期限　　平成31年3月22日（金）午後5時00分まで

（5）提出書類の情報公開

　　　　　提出された書類は、情報公開の請求によって開示することができる。

（6）留意事項

* 1. 申請内容の変更禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えによる内容変更は原則と

して認めない。

* 1. 費用負担

応募に必要な費用は申請者の負担とする。

* 1. 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却はしない。また提出書類は選定等の

ために必要な範囲で複製を作成することがある。

* 1. 申請を取り消す場合

辞退届を提出（任意様式）する。

１１　質疑・応答

要項等の内容に質問がある場合は、質疑書を次のとおり受け付けます。

（1）受付期限　　平成31年3月12日（火）まで

（2）受付方法　　質疑書（様式4号）に記入し、電子メール又はＦＡＸで提出

（注）電話での受付はしません。

◎電子メール　sangyou@vill.chikuhoku.lg.jp

◎ＦＡＸ　0263－66－3010

１２　現地説明会の開催

　　現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び

参加する役職及び氏名をあらかじめ電子メール又はＦＡＸで報告ください。

1. 開催日時・会場　平成31年3月15日（金）

午前10時から　森林体験交流センター

◎電子メール　sangyou@vill.chikuhoku.lg.jp

◎ＦＡＸ　0263－66－3010

１３　選定の審査方法及び基準

1. 審査方法

「筑北村公の施設の指定管理選定委員会」において審査基準に基づき、書面審査及びヒアリング等により、指定管理候補者を総合的に審査し指定管理者の選定を行う。

審査の結果、該当者なしとする場合がある。

1. 審査の基準
	1. 山村における地域の林業振興及び森林の多目的機能の向上を図ること。
	2. 新たな業務形態を含め施設の効果的な活用を図るものであること。
	3. 施設の適切な維持管理及び適切な運営を的確に行うために必要なその他の能力を有しており、又は確保できる見込みであること。

以上のような審査の基準に照らすとともに、その他「別表」における審査項目の配点、指定管理候補者の実績などを加味して総合的に判断する。

1. 指定管理者の選定及び通知
	1. 選定方法

選定委員会による審査結果報告に基づき指定管理者の選定をする。

* 1. 通知

村のホームページで公表するとともに各申請者に通知する。

１５　申請に必要な各種様式及び参考資料

◎様式

（様式１号）指定管理に関する申請書

（様式２号）指定管理に関する事業計画書

（様式３号）指定管理に関する収支計画書

（様式４号）指定管理に関する質疑書

◎資料

（資料１）筑北村森林体験交流センター設置条例

（資料２）筑北村公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例

（資料３）経営状況（指定管理Ｈ28～Ｈ30）

（資料４）位置図

（資料５）コテージ等図面

【問い合わせ先】

筑北村役場　産業課

課長　山田

担当　花岡

〒399－7501

長野県東筑摩郡筑北村西条4195番地

ＴＥＬ　0263－66－2111

ＦＡＸ　0263－66－3010

Ｅ-mail　 sangyou@vill.chikuhoku.lg.jp

筑北村森林体験交流センター「指定管理者」募集における提出書類一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チェック | 提出書類 | 提出部数 |  |
| □ | 指定管理に関する申請書（様式１号） | 正１　副１ | １セット |
| □ | 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類 | 正１　副１ |
| □ | 法人にあっては登記事項証明書 | 正１　副１ |
| □ | 申請の日に属する事業年度の収支予算書並びに前事業年度における貸借対照表、収支決算書及び事業報告書、その他団体の財務状況を明らかにする書類 | 正１　副１ |
| □ | 納税証明書（国税、地方税に未納がないことの証明） | 正１　副１ |
| □ | その他村長が特に必要と認める書類 | 正１　副１ |
| □ | 指定管理に関する事業計画書（様式２号） | 正１　副５ | １セット |
| □ | 指定管理に関する収支計画書（様式３号） | 正１　副５ |

* + 副は写しで可